

日医発第 1794 号（地域）
令和 6 年 1 月 12 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
黒瀬 巖
(公印省略)

令和 6 年能登半島地震に伴う外国人被災者に係る取組について

今般、別添のとおり、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より本会に対し、令和 6 年能登半島地震に伴う外国人被災者に係る取組について、周知方依頼がありました。

同省では、令和 6 年能登半島地震に伴う外国人被災者に係る取組として、以下のとおり、（１）希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス事業における対応、及び（２）外国人向け多言語説明資料の公開を行っております。

（１）希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス事業

●取組内容：

令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた 4 県（石川県・富山県・新潟県・福井県）において、外国人被災者に係る本事業の利用について無料（通話料は利用者負担）とする。

●利用対象者：

令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた 4 県（石川県・富山県・新潟県・福井県）における外国人患者の受入れを行う医療機関、及び被災地において活動する医療従事者（※事前登録不要。同 4 県外より派遣された者を含む。被災外国人に係る医療通訳を必要とする場合）

●対応言語：

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語

●期 間：2024 年 1 月 10 日～2024 年 3 月 31 日

●電話番号：03-5366-6076（緊急災害支援無料電話通訳）

※入電時に医療通訳である旨をお申し出ください。

(2) 外国人向け多言語説明資料（多言語による外国人向け診療申込書等）

医療機関等における外国人患者への円滑な対応を目的とした多言語ツールとして、受付、問診、治療、手術、検査等における52種類の資料を6カ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ウクライナ語）で作成し、公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、被災地における支援に際し、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和6年1月10日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療国際展開推進室

令和6年能登半島地震に伴う外国人被災者に係る取組について

令和6年能登半島地震に伴う外国人被災者のため、別添のサービスを提供いたしますので、情報提供いたします。

被災県に係る貴会会員宛での周知をお願いいたします。

令和6年能登半島地震に伴う外国人被災者に係る取組について

令和6年能登半島地震に伴う外国人被災者のため、以下のサービスを提供しています。

1. 希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス事業

厚生労働省が委託事業により実施する「希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス事業（株式会社 BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS）」について、以下のとおり対応しています。

- 取組内容：令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた4県（石川県・富山県・新潟県・福井県）において、外国人被災者に係る本事業の利用について無料（通話料は利用者負担）とする。
 - 利用対象者：令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用を受けた4県（石川県・富山県・新潟県・福井県）における
 - ・外国人患者の受入れを行う医療機関
 - ※事前登録不要
 - ・被災地において活動する医療従事者
 - ※被災外国人に係る医療通訳を必要とする場合
 - 対応言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語
 - ※通訳が混みあっている場合、お掛け直しのご案内をする場合がありますが、ご理解の程、お願いいたします。
 - 期 間：2024年1月10日～2024年3月31日
 - 電話番号：03-5366-6076（緊急災害支援無料電話通訳）
 - ※入電時に医療通訳である旨をお申し出ください。
- （参考）<https://www.bridge-ms.com/news/announcements/20240101/>

2. 外国人向け多言語説明資料（多言語による外国人向け診療申込書等）

医療機関等における外国人患者への円滑な対応を目的とした多言語ツールとして、受付、問診、治療、手術、検査等における52種類の資料を6カ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ウクライナ語）で作成し、公開しています。

mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeimi.html